

通達甲（総．広．広1）第1号
平成22年1月22日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁広報キャッチフレーズ等活用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁広報キャッチフレーズ等活用要綱を制定し、平成22年1月22日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

警視庁採用広報コンセプトワード「街とともに。人とともに。FOR MORE COMMUNICATION」は、警察活動における警視庁の基本姿勢を簡潔に表現したものであり、採用広報活動を効果的に推進することを目的に活用してきたところであるが、このたび、その名称を警視庁広報キャッチフレーズに改め、採用広報活動のみならず広範な警察活動に活用して、当庁の基本姿勢をより広範かつ効果的に都民に伝えるため、新たに要綱を制定するものである。

別添

警視庁広報キャッチフレーズ等活用要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁広報キャッチフレーズ及び警視庁ロゴタイプ（以下「警視庁広報キャッチフレーズ等」という。）の有効かつ適切な活用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 警視庁広報キャッチフレーズとは、警察活動における警視庁の基本姿勢を、広範かつ効果的に都民に伝えるため、簡潔に表現した文句をいう。
- 2 警視庁ロゴタイプとは、警視庁を確実に認識してもらうため、「警視庁」の文字を特別にデザインしたものをいう。

第3 警視庁広報キャッチフレーズ等

- 1 警視庁広報キャッチフレーズは、「街とともに。人とともに。FOR MORE COMMUNICATION」とする。
- 2 警視庁ロゴタイプの基本デザインは、別図1のとおりとする。

第4 活用要領

1 活用範囲

警視庁広報キャッチフレーズ等は、次の物品等（警視庁ロゴタイプを活用する場合にあっては、(3)の音声を除く。）に用いるものとし、職員の採用広報活動、交通安全活動、地域安全活動その他の警察活動において有効かつ適切に活用するものとする。

- (1) ポスター、パンフレット、チラシ、名刺、書籍、広報誌等の印刷物
- (2) 警視庁ホームページ等のウェブサイト
- (3) 広報用ビデオ、テレビ放送、電光掲示板、ラジオ放送等の映像又は音声
- (4) 電車、自動車等の車体の外面を利用する広告物
- (5) 垂れ幕、プラカード等の看板類
- (6) 便せん、封筒等の事務用品

2 活用上の留意事項

- (1) 警視庁広報キャッチフレーズと警視庁ロゴタイプとを組み合わせる場合の警視庁広報キャッチフレーズの基本デザインは、別図2のとおりとする。
- (2) 警視庁広報キャッチフレーズと警視庁ロゴタイプとを組み合わせる場合の組合せの基本デザインは、別図3のとおりとする。ただし、広報課長が別に定める「警視庁広報キャッチフレーズ等の組合せの基本ガイドライン」に基づき、別図3以外のデザインを活用することができる。
- (3) 警視庁広報キャッチフレーズ等は、警告書、呼出状その他の職権を行使するための文書には用いないこと。

第5 その他

この要綱に定める以外の要領により警視庁広報キャッチフレーズ等を活用する場合は、事前に総務部長（広報課広報第三係経由）に書面で上申し、承認を受けるものとする。

別図1



別図2



別図3

